

第 8 回 国立大学法人分科会 議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

第 8 回 国立大学法人分科会
議事次第

日 時：平成 22 年 4 月 8 日（木）15:45 ～16:38

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1 . 開 会

2 . 議 題

全国 86 国立大学法人の施設管理、図書館運營業務等について

3 . 閉 会

< 出席者 >

（ 委 員 ）

本田主査、前原副主査、石堂専門委員、原専門委員

（ 政 府 ）

田村内閣府大臣政務官

（ 文 部 科 学 省 ）

徳永高等教育局長、平野国立大学法人支援課課長補佐

（ 事 務 局 ）

佐久間事務局長、上野参事官、山西参事官

○本田主査 それでは、ただいまから「第8回国立大学法人分科会」を始めさせていただきます。

本日は、田村政務官、出席いただきましたので、一言ごあいさつを。

○田村政務官 どうもお疲れさまでございます。

本日は、本田主査、そして前原副主査、石堂専門委員、原専門委員に御出席いただきまして、本当にどうもありがとうございます。そして、文部科学省からお越しいただきまして、お忙しいところ、ありがとうございます。

この分科会に限りませんけれども、公共サービス改革において、政治主導ということで、基本的に私が相当参加させていただいて、必要に応じて政務三役とも折衝させていただくということで、かなりいろいろと前政権より変わってきております。

今回、本件につきましては、対立してということではなくて、お互いに協力し合いながら国立大学に呼びかけていくということだと思いますので、そういう意味ではほかとニュアンスは違うということで、忌憚のない意見交換をさせていただければ。そして、今後も更に協力してやっていくというきっかけということですので、どうぞよろしくお願いします。

○本田主査 ありがとうございます。

今回は、全国の国立大学法人 86 法人におきます施設管理業務及び図書館運営業務に関するアンケート結果に基づく評価について意見交換を行いたいと思います。

進め方ですけれども、最初にこのアンケート調査を実施した内閣府公共サービス改革推進室より、今回のアンケート結果を踏まえました本日の議論のポイント等について説明いたしまして、その後、文部科学省の御意見等をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、内閣府。

○山西参事官 参事官の山西でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議論のポイントについて御説明させていただきます。

お手元の議事次第の配付資料におきまして、資料2となっているのが、内閣府の方が86の大学に、文部科学省の協力の上で調査させていただいた評価書になっております。一方で、資料1がそれをまとめたものでございまして、1枚目に大きな論点を並べております。それに基づきまして御説明させていただきたいと思います。

(1)といたしまして、今、国の中央省庁の施設管理が公共サービス改革法に基づく民間委託等により、さまざまに民間の契約手法とかが入ってきているのと比べて、国立大学法人の施設管理の契約の複数年度化等への努力というのが立ち遅れてきているということについて、どう考えるか。

2枚目の資料といたしまして、中央省庁の施設については、例えば3年から5年の複数年度契約ということがどんどん表明されているという状況についての御説明を付けさせていただいております。

(2)といたしまして、業務を包括化した民間委託は、個々の業務や学部・施設ごとの契約を集約して契約することによって、大学当局側の個々の業務を管理する人や経費のコストを削減することができる。更に、包括的に契約すると、民間企業の最新の管理手法によるサービスの提供を受けることができる。この点に関して、こういう業務の包括化、またその前提になる複数年度契約化と

いうことについて見ると、各大学の取組みがかなり遅れていると見ております。そういう情報やノウハウが不足している大学が存在することをどう考えるか。

3点目、これはアンケートから出てきている問題でございますけれども、現下の経済情勢では、中小企業対策というものが非常に重要な施策の大きな柱でございますけれども、官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律により報告を求められている。この報告を求められている関係で、中小企業の受注を削減することができないから、業務のいろいろな契約の改革ができないのだと言ってきている大学が幾つか出てきている。それについてどのように考えるかという問題でございます。

4点目といたしまして、これは今回の調査をやっていると、各大学がいろいろな取扱規則において随意契約ができるので、契約を入札していませんということがアンケートでかなり出てきておりました。

そういう中で、この問題が経営改革のインセンティブを減殺しているのではないか。それは、私どもが分科会の方で東京大学から説明を求めた際にも、今、東京大学の場合は1,000万円という基準がありますけれども、これが500万円まで随意契約が引き下げられたりすると、職員が仕事で対応ができないと発言されるのですけれども、86の大学でいろいろな立場の大学がある中で、その発言をどう重く受けとめるべきなのか。

一方で、分科会の方で一橋大学を取り上げましたけれども、そこの契約数は施設管理で7つでしたけれども、東京大学は50ございました。そういう中で、京都大学は133も契約があつて、110が随意契約になっている。そういうことについて、随意契約の存在をどう考えるか。やはり経営改革の努力を進めてもらいたいという観点から、今の問題をどう考えるかということでございます。

5点目として、随意随契が多い中で、例えば典型例といたしましては、東京大学の随意契約が8億5,000万円前後あるのですけれども、そのうちの6億5,000万円がエレベーターの随意契約になっている。エレベーターというのは、規制緩和で独立系の施設会社、そしてメーカー系の施設会社の競争が自由にできるという中で、どのようにすれば安全なエレベーターを使っていくということが、大学の施設管理、しかもそれが合理的な形でできるのかでございます。

「2 図書館運営業務」についてですけれども、指定管理者制度で公立図書館は民間委託、また私立の大学でも数多くのところで、できるものを民間委託していくという流れが出てきております。一方で、国立大学の図書館というのは、教育・研究に直結する非常に重要な役割を担っております。ただ、アンケートを見てもとすると、教育と研究につながるから民間委託はなじまないと言ってきている大学があることに関して、本当にすべてが教育研究に結び付くのかとか、その辺の姿勢をどう考えるのかを論点に出させていただきます。

以上をもちまして、内閣府からの論点に関する説明を終わらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○本田主査 それでは、引き続き文部科学省の方から、ただいまの評価結果、また論点につきまして御意見や考え方をお聞かせ願いたいと思います。時間の制限もありますので、10分程度でお願いいたします。

○徳永高等教育局長　まず、複数年度契約が立ち遅れていることにつきましては、私ども全体としては、こういう複数年度契約を進めるということは重要だと思っております。ただ、大学の場合は、施設といいましても、本庁のような大きな庁舎があるとは限りません。旧文部省時代、大学について総合研究棟という形で、学科を一括する形での施設方式に切りかえたのが平成 12 年からでございまして、それまでは全部各学科ごとに低層建築が散在してきたという状況があります。

そういったものを平成 13 年ぐらいから、いわば工学部で総合研究棟という形で全体をまとめてきますと、おっしゃるような包括的な契約もしやすいし、複数年度契約もしやすいのでありますけれども、依然として老朽校舎、毎年、減価償却額をはるかに下回る額しか施設予算が投入できていない状況の中で、かなり低層の学科ごとのばらばらな建築がありますから、中にはそもそも建物の躯体を維持するだけで精いっぱい、勿論建物的にメンテしておりますけれども、それ以上に汚い、荒れ果てているところもございます。

そういう中で、機能と建物の維持管理が学科ごとに一体となっているような場合については、立ち遅れがあることは否めないと思っております。私ども、総合研究棟等に切りかえる場合、あるいは病院の再開発を行った場合については、できるだけ促進していきたいと思っておりますし、また旧来の建物であっても、できる限りそういうことになるように進めていきたいと思っております。そういう意味では、施設の状況が分野別、大学別、地域別によってかなり異なるということについては、御理解いただければと思っております。

もう一つは、ノウハウ不足ということについては、私どもの独立行政法人財務経営センターの方からさまざま事例を出しておりますが、正直申しまして、先ほど言いましたように、かなり機能別になっている場合があります。例えば、大きな研究装置を中心とした建物の場合と、普通の校舎の場合と、それぞれ違いますので、そこは官庁のような形で、建物であればみんな一律の考えでいくというわけにはまいりません。

基本的には、大型装置を中心とするもの、あるいは研究を中心とするもの、あるいは普通の教育を中心とするもの、それぞれ別々の管理的な概念あるいは調達のものがありますので、そこはそれぞれの状況でやっている。ただ、全体として進めていくということについては、大学当局も私どもも共通した認識を持っております。

もう一つは、官公需につきましては、特に法人化以後、国立大学として、従来以上に地域との連携とか地域貢献ということが言われております。当然、一定程度、中小企業との契約ということを行います。ただ、大学の方の主張として、だから全体的に包括契約ができないのだという言い方は、多少誤解を招く言い方なのかなと思っております。その意味では、少し舌足らずな面があります。

ただ、小規模大学、例えば小樽商科大学のように年間運営交付金額が 15 億円程度の大学から、東京大学のように 1,000 億円ある大学までございまして、そういったところに対して一律に一定の指標で求めるのは、規模、その他状況を勘案していただければと思っております。

それから、随意契約の上限額については、基本的に教育研究、特に研究でございましてか実験と直結しないような役務提供等については、これは官庁等と同様の形での検討を行うことが私どもとしても必要と思っております。一方で、特に理工系あるいは医学系の大学では大型の研究を行って

いるわけでございまして、特に理工系の研究の多くは測定装置、測定技術自体の開発と研究が一体となっている場合がございます。

そういう意味では、全く世の中に存在しないものを企業と一緒に開発していくという面がございますので、結果的にそういうことが全部完成してから買うということになりますので、本当は企業との共同研究という形態をとればいいわけでしょうけれども、企業も一々そういう形態をとるのではなくて、できるだけ大学の研究者のスペックにあわせた格好で試作品をつくってみて、もう少しやってみる。完成した段階で、それを買い取ることになっていますから、その意味では研究開発あるいは実験等に係る機器については、むしろ別の観点が必要。

これは、現在、内閣府の研究開発を担う法人の機能強化検討チームにおきましても、そういう研究開発独法につきましても、他の独法と、あるいは本省庁と同じような形で、随契あるいは一般競争入札という概念をそのまま均てんしていいのかどうかということについては、そこは少し別の考え方が必要なのだろうということで検討しております。

それから、エレベーターの点検等につきましては、基本的には安全管理上の理由で随意契約を行っているんだと思っております。私どもとしても、エレベーター等については一般競争入札を導入するという必要だと思っておりますので、そのところは注意喚起をしたいと思っております。

それから、図書館の運営ということにつきましては、大学の図書館はどちらかというと本を貸し出す業務よりも、専門雑誌の購入とその提供ということでございますので、どの雑誌を購入するのか、どういう形で提供するのかということについては、大学の研究活動と直結いたしておりますので、そのところについては慎重な対応が必要と思っておりますけれども、いわゆる大学の研究情報の提供という、本当の意味での普通の図書館と同じような本の貸し出しみたいなことについては、民間委託等が必要とも思っております。

以上でございます。

○本田主査 ありがとうございます。

それでは、せっかくですので、いろいろと意見交換をさせていただきます。何か御意見がありましたら。

○石堂専門委員 では、私からよろしいですか。

○本田主査 石堂さん、お願いします。

○石堂専門委員 複数年度契約のお話の中で、総合研究棟的なものができたのは平成 12 年以降という話であったのですが、それ以前の、分散して低層の建物が多いということは、必ずしもそれを包括した契約がしづらいということと直結しないのではないかという気がするのです。むしろ、法人化の前は、特に東京大学みたいな大きいところになると、部局ごとに予算が別々だったということが根っこにあって、それをそれぞれの部局が一旦確保した予算を横断的に使って何かをやるという発想そのものが非常に貧弱だったのではないかという気がするのです。

ですから、今、法人化になって、まだ部局自治という考え方が非常に強いと思うのですが、その意識を変えないと、なかなかほかの部局と同じ契約の中にすんなり入っていくという気持ち

にならないのではないかという気がするのですが、いかがですか。

○徳永高等教育局長 部局自治自体はとても大切なことで、これはアメリカの大学も同じでございます。守っていかねばならない。御指摘は、部局が使っている建物の部局ごとの管理になっているということだと思います。そういう意味で、先ほど言ったように、総合研究棟の場合はむしろ学科を超えたところで建物を使っておりますので、比較的横断的な管理がしやすい。どうしても昔の学科ごとの低層建築の場合ですと、1個の建物に1個の学科で、それこそ部局別の自治みたいなものが建物別の管理と直結でございますから、そこは正直言って、それぞれの教授会できちんと話を進めていかねばいけないという点はございます。ただ、それでもそういった方向に進めております。

私が事務局長しておりました筑波大学の場合は、全体として光熱費を一括してエネルギー管理をし過ぎていまして、各建物ごとに分散管理した方がむしろ安いみたいなことがあって、その辺で法人化以後、どうしたら安上がりになるかということを一生涯懸命研究するのと、もう一つは、先ほどおっしゃったような部局別の組織管理というものと建物管理というのが、やや一体化しているということの中で進んでいない面がある。だからといって、進んでいかになくていいと言っているわけではありません。

○石堂専門委員 説明の最後の方に教授会の話が出てきたのですけれども、大学というのは確かに研究・教育のための組織なのですけれども、法人化というのは大学にいわば経営という概念を持ち込んだと思います。その経営という視点から言ったときに、例えば清掃にしても、施設の管理を包括契約にすべきかどうかということについて、教授会の意見が通るべきなのかというところが1つあるのではないかという気がするのですけれども、そこはどうですか。

○徳永高等教育局長 基本的に空間のスペースの管理みたいなことは、イギリスでもアメリカでも教育研究の一環としてやっているわけです。そういう意味では、ある空間をどういう形で使うかも教授会が関与している。一番問題なのは、工学系の場合はどういうぼろいところでもスペースの分捕り合戦になっていますから、そこは教授会がやっている。ただ、そのことと、そのスペースをどういう形でメンテナンスするかというのは、本来別の話でございますけれども、今までの長い経緯の中で、建物のメンテみたいな話と、施設を占拠して占有するという話が密接不可分になっているので、そこは違うのだということをもまず一旦学内で理解を求めるといことが大きなことだと思っております。

○前原副主査 よろしいですか。

○本田主査 はい。

○前原副主査 今の話につながるのですが、局長は大型装置中心にいろいろあるから難しいとおっしゃいました。企業でも、研究所とか工場を沢山持っていますけれども、そういう話は聞いたことがありません。いかがなのでしょう。

○徳永高等教育局長 大学は、1個の研究室で大型装置をやっていますから、こことここで全く発想がわけです。逆に言うと、企業のようにある特定の一定の方向を向いた研究ではないわけで、皆さんばらばらな方向でやっている研究ですから、全部の研究装置を一括してやるということはなか

なか難しいと思います。

○前原副主査 だから、それと維持管理の問題は別ですよ。メンテナンスの。

○徳永高等教育局長 難しいのは、一つひとつの研究室ごとにある特定のスペックを擁する研究装置がありますから、そのスペックごとに、例えば一定の環境を維持しなければいけない問題もありますので、そういったものが混在している状況です。

○前原副主査 でも、先生方に聞くと、大体自分の都合を際限なく言いつのりしますね。

○徳永高等教育局長 大学の研究ですから、それは当たり前です。

○田村政務官 私も素人ですので、よくわかりませんが、前原副主査と同じで、機材自体のメンテナンスというのは、当然共同開発しているような民間がやるのでしょうか、いわゆる施設管理、清掃とかを含めたものは、そういうのは指定すればいいだけの話なので、要は共通化するというのは、ある機材だと、その施設管理、その部屋なのか、棟なのか、フロアなのか、受注する業者は、まさにその分野にたけた特殊な業者ということだったら少しはわかりますけれども、多分そうではないと思うので、今の御説明は、専門機材を扱っているからというのは全く理由にならないですね。施設管理という意味では。

○徳永高等教育局長 包括的に、校舎みたいなものであれば、文学部の校舎も理科系の校舎も同じですけれども、大学の場合は、建物といっても、多くの研究センターで高圧の機械を中心にやっている場合と、水を大量に使用する機械という形ではばらばらになっていますから、この2つのものをなかなか一緒にできない。

○田村政務官 本当に一緒にできないのですか。

○徳永高等教育局長 専門的なスペックを要求していますから。政務官、是非御理解いただきたいのは、我々として、例えば東京大学の今の状況で先端的な研究をしてもらいたいと思っていますから、向こうとして一番いい状況で研究したいわけですから、自分の特殊な大型装置を中心に建物が構成されている場合、そのメンテナンスをやる。こちらのセンターでは違う。

是非ごらんいただきたいのは、かなり小さな建物が幾つかに分かれているわけです。大型センターの場合は、大型装置が1個入って、それを中心に建物が構成されている組織構成になっているわけですので、巨大な建物の中に幾つか装置が入っているものとはちょっと違うわけです。

○原専門委員 よろしいですか。

○本田主査 はい。

○原専門委員 細かなテクニックはいろいろあるので、まず大きなスタンスの部分をお聞きしたいのですが、今いろいろ交付金なども下がっていく中で、教育の質だけはキープ、むしろ上げていきたいとすると、こういう部分をいかにコストダウンするかというのは重要な、大学側も文科省さんも、我々も一致したテーマだと思います。

そのときに現状を維持しようという考えですとなかなか変えていけないので、まず、それをやめるにはどうしたらいいかというところがスタートだと思いますけれども、その辺のスタンスとして、お話を伺っていると、各大学さんがこういうやり方でやっているから、それを維持してあげたい的なニュアンスが伝わるのですが、その辺のスタンスはどんなお考えですか。

○徳永高等教育局長 教育の面で、校舎等、教室等の建物については、これは一般の庁舎と変わりませんので、それはどんどんやっていくべきだろう。ただ問題は、大学というのは特定のスペックで、世の中にないような研究装置を自前でつくっているわけです。そういったものについては、そこは研究の都合を最優先しないと、そもそも大学の意味がありませんので。

○原専門委員 資料の話をしてよろしいですか。

○本田主査 はい。

○原専門委員 資料1の一番最後に随意契約における少額基準の比較という表があるのですが、ここの数字がすごくいろいろ物語っていると思います。例えば一番上の国ですと、それぞれの項目ごとに、250万円、160万円、80万円、50万円、30万円、100万円と非常にきめ細かくマーケットに応じて設定している気がするのですが、例えば東京大学ですと全部1,000とか、京都大学もそうです。一橋大学が500、300、160、200。このマインドの格差というのはすごく大きいのではないかと思います。この辺はいかがでしょうか。

○徳永高等教育局長 大学の場合は、さっき言ったみたいに、物を買うということについて、研究用と実験用のものと、それからその他の役務ということを従来から余り区別してやってきませんでしたので、その意味で、研究・実験用以外のものについては、おっしゃるような御指摘のマインドを持って進めていかなければいけないと思っております。一方で、先ほど言いましたように、研究・実験用のものについては、これとはまた全然違う考え方が必要だと思っております。

○原専門委員 おっしゃる点も理解はできるものの、私が申し上げているのは、是々非々は勿論いろいろあると思いますが、ざっと見たときに、そもそもそういうマインドが感じられないなということですね。

○徳永高等教育局長 東京大学みたいに、どこかで物品の買い入れで1,000万円と決めたから、ほかにも全部1,000万円にしているみたいな、やや乱暴かなと。物件の貸し付けとか財産の売り払いとかその他の契約だったら、これはみんな小さくすればいいではないか、それはおっしゃるとおりでございます。その意味では、ある事柄について決めたから、全部それを均てんしてしまうという考え方がやや乱暴かなと思います。

○前原副主査 我々民間からすると、1,000万円が少額というのはちょっとぴんとこないですね。

○徳永高等教育局長 例えば科学研究費補助金の特別推進研究は、1件当たり、1人2億円ぐらいの研究費です。JSTの戦略的創造推進研究では1件5億円でございますので、例えば生物学、ライフサイエンス研究ですと、ネズミの購入代だけで1人の研究者が年間1億円、2億円使っているという状況でございますので、どうしても大学の中で話すときは、文学部はそんなに要らないだろう。文学部は50万円以下で、理学部は100万円以下で、工学部は1,000万円、医学部は3,000万円という。本当はきめ細かく決めれば説得力があるかもしれませんが、そういう意味ではきちんと物を区分して考えるという発想がないかもしれません。そこは改めるべきだと思います。

○山西参事官 主査、ちょっと議論の整理のために発言してよろしいでしょうか。随意契約について、用意している別の資料を今から配らせていただきたいと思います。というのはなぜかということ、もともと随意契約というのは100万円、あるいはこの表にある基準以外ですけれども、競争になじ

まないものは、当然のように随意契約をしていいという前提になっております。それ以外に、まさに金額が小さいものは、わざわざ細かいことは言わないために、バスケットクローズとして例外的に100万円以下であれば随意契約をやっていいという形になっておるものですから、文部科学省あるいは各委員の方の御発言されているような、非常に特殊な施設というのは、もともと随意契約をやっていいと法律上、読めるものでございます。

ただ違いは、通常のものであれば公開しなければいけないということになっているのに対して、例えば1,000万円以下のものであったら、京都大学や阪大であれば非公表のままとなっているのが問題になっているのではないかと思います。今から、それに関連する資料を、済みませんけれども、配付させていただきますので、少しお待ちください。

○田村政務官 その合間につかぬことですが、86大学のうち、事務局長にいらしたとおっしゃっていましたが、文科省からどの程度事務局長あるいはそれに相当近いポストに。

○徳永高等教育局長 86大学法人、すべてでございます。

○田村政務官 全部の事務局長。

○徳永高等教育局長 大きなところは事務局長制度はありません。全部ではないですね。小さい大学は理事が2人ぐらしかいませんから、なっていないところも結構あります。

○田村政務官 でも、ほぼ全部。小さいところは理事に行っている。

○徳永高等教育局長 理事も行っていない。大きいところは理事ポストが4つぐらいありますから、そのうち理事になっている場合がありますし、小さな大学ではそもそも理事ポストは2つか1つしかありませんから、理事にはなっていない。ただ、事務局的な。

なぜかという、今まで文部科学省職員というのは、大半が国立大学で採用した職員でございますので、6万3,000人いたうち、本省には1,000人しかおりませんので、国立大学の課長以上は本省職員と全く一体的に人事異動しておりました。

○田村政務官 今は基本的には切り離されている。

○徳永高等教育局長 いきなり切り離しても、国立大学はそういう人事異動でやってきましたから、是非そこは御理解いただきたい。例えば各省庁の支分部局がございますが、それがいきなり切り離されて、明日から全部人事異動しなかったら、それはお互いできなくなる。

○田村政務官 そうすると、86のうち50~60行っているということですか。私が申し上げたいのは、その人事異動がどうかというのは置いておいても、実際それは過去の経緯もあるわけですから。だから、直接的な指導の権限がなくても、ある意味同じ文科省の職員が事務局をやっているわけですね。ですから、それは文科省の人が意識を強くすれば、かなりの大学で実際できるはずだと今、思ったわけです。当たり前のことだと思いますけれども。

○本田主査 であると同時に、これは非常に難しい問題で、独法問題があって国立大学法人を独立させたわけでしょう。一方で、経過的な人事異動が行われていることはわかるけれども、そもそも、文部省と大学との関係はどう考えるかという基本問題があるわけですね。今、経過的に人事異動を行っているから、それを通じていろいろとやらせればいい、これはまたある意味では法人化した意味がないのです。だから、そこの距離感というものを伺いたい。

我々もどうやって大学のむだな経費を削って、大事な教育研究へ持っていかうかという際のお手伝いをしたいと思っているわけです。独立法人化したわけですから、どうやってそういう方向へ持っていくか、そこを聞きたい。皆さんの命令でできるものなのかどうか。私はできないのではないかと思う。

○徳永高等教育局長 さっきちょっと言いましたけれども、私どもからすれば、できるだけ事例とかノウハウ集のような形で例を提供して。逆に、こちらの方でこういう資料をおつくりいただきますと我々はありがたいわけで、どういう状況になっていますかという、いい意味でも悪い意味でも大学人は必ず横並びで見ますから、ほかの大学が進んでいて、何でうちは進んでいないのだと学長がごらんになれば、何をやっているのという話になりますので、こういう機会にこういう資料をいただいて、こういった資料を各大学に配付することが、一番主体的に改善が進む。

○本田主査 そういう意味では、先ほど原さんもおっしゃっただけけれども、議論のポイントを読んで、あなたの説明を聞いても、特殊な問題やできない理由を言うけれども、できないのをどうやったらできるかという方向で引っ張ってもらわないと。先ほどの部局自治とか何とか、ある意味ではできないというエクスキューズを言って、全体に広げようとする。違うはずです。今、大学のまさに経営を担っている学長以下、事務局云々は、今回のアンケートなども使いながら、どうやったらいいかと本当は考えていくべきでしょう。

それは、文句を言うのはいますよ。学校の教授は難しいのがいます。だけれども、自らが自発的にやるような雰囲気へどう持っていくかが大切。ところが結果を見ていて、我々は残念。聞いていると、「こういう特殊性があります」というような話をされるが、そうではなくて、特殊性があるけれども、どうやったらできるかなぐらいの発想の転換をしないといけない。お金は天から降ってくるわけではないのだから。

○徳永高等教育局長 それは私どももよくわかっています。ただ、申し上げたいのは、一般的な部分については、大学は皆さん方から見たらまだ遅いとおしかりを受けるかもしれませんが、徐々に進んでいるわけでございます。大学の特性として、一旦その方向に進み出したら確実に前に進んでいきますので、それはきちっと着実に進んでいくと思っています。その意味では、全然否定しておりません。

一方で、全部一律に論じられない部分もあると申し上げただけでございます。その意味では、各大学それぞれ、経営業務運営の効率化には、かなり注意を払っております。その意味で、どういう形でのアプローチ、中には人件費を徹底的に減らしている大学もありますし、いろいろなアプローチをしておりますけれども、そういう中でこういうアプローチの仕方があるのだということは、情報提供をどんどんしていきたいと思っています。

○本田主査 今みたいな話をしたのは、3月末に日経新聞の連載記事のなかに、文部省と大学との関係みたいなことと、評価など大学の本来業務とは違ういろいろなものがあって、それに忙殺されているかのごとく書いてあるのがかなりあった。本来、大学というのは、まさに生きていくためにどうしていくか、自らが考えていかなければいけない。そのためのお手伝いが我々の仕事でもあると思う。

○徳永高等教育局長 法人化したことによる最大のメリットもしくは意義というのは、平成 16 年まではどの講座に何人教員を置くか、何人事務職員を置くか、これは全部文部省の大学課と予算班で決めていたわけでございます。そういう意味では、膨大な学内資源の配分のあり方を全部本省で決めていた。それをまず、法人化によって資源再配分の自立性を持たせたということでございますから、正直申し上げれば、法人化の方針が決まりましたのが平成 14 年ぐらいでございますので、14 年、15 年、16 年、17 年、18 年にかけて、そんなことをやっているのかとお思いになるかもしれませんが、学内のリソースアロケーションの仕組み自体をようやく整えてきたという状況でございます。

要するに、今までは全部文部省がどの講座に何人、そして幾らそこに金をかける。光熱水料は部局ごとに幾らと我々が決めていたのを、ようやく学内で、はっきり申し上げればリソースアロケーションを主体的にできる仕組みをつくったという状況ですから、勿論こういうことはありますけれども、この辺も含めて、全体として学内のリソースをどういう形で有効に使っていくのかという仕組みを一生懸命つくっている途中でございます。そこは努力しておりますので、決してさぼっているわけではございません。

そういう意味では、確かに遅いと思われるかもしれませんが、もともと自分でリソースアロケーションをしていなかったところが、いきなり 16 年からやれと言っているわけでございますので、そのところは少し温かい目で見ただければと思っております。

○前原副主査 いいですか。

○本田主査 はい。

○前原副主査 今、局長がおっしゃったとおりだと思います。私も私学と国立大学と、両方ずつと見てきましたけれども、国立大学は非常に変化してきていると思います。ただ、学長の経営力で物すごく温度差があるというのも、評価に行ってみて強く感じます。もう少し経営センスのある人が学長になったら変わるのにとすることがあります。

○徳永高等教育局長 法人法をつくるときに、学長のリーダーシップを非常に高める方向でいきましたので、チェック機能が法人法の中で少し弱いところがあって、優秀な学長だと全部うまくいくのですけれども、自分のチェック機関である教育研究評議会や経営協議会まで学長が全部自分で決める仕組みになっていますので、ちょっとさぼっている学長がいると、そのチェック機能が働かないところがあって、正直、学長のリーダーシップを高めるということが法人化の一つの目的でしたけれども。私どもの鈴木副大臣の陣頭指揮で、ちょうど法人化の検証をしておりますので、そういう仕組みの見直しも含めて検証したいと思っております。

○石堂専門委員 よろしいですか。

○本田主査 はい。

○石堂専門委員 議論のポイントの 2 番目の最後に出てくる、民間委託を実現するための情報やノウハウが不足しているという部分があるわけですが、大学の職員の方々というのは非常に真面目な方が多くて、規則・規程をきっちり守って仕事をするということが徹底している。そういうままに法人化されたと思います。それで、先ほど東大の例でも、1,000 万円を 500 万円に随契の

額を下げたら仕事が回らなくなりますというのは誠にわかりやすい話で、昔どおりの仕事のやり方をしていたら絶対に回るはずはないのです。

そこでつくづく思うのは、今、我々が議論しているような契約の内容の転換を図ろうとするときには、その契約を実際に担当する人間の仕事のやり方、仕事の中身そのものを変えないと、膨大な人件費だけかかってしまう。入札にかければかけるほど大変なことになるところがネックになると思います。恐らく今、各国立大学で入札をやるとすれば、まず膨大な作業をやって予定価格はこれでいいかというのをやって、その決裁を受けて、それから実際に手続に入って行って、最後、これで契約していいかと、また決裁を受けてとやっていると思います。

それは、形式的には同じようなことを民間でやっても、やり方は全然違うわけで、そこを国の時代だったときと同じようにやりながら、どんどん随意契約の額を下げて入札に出せと言っても、それは手が回らなくなるのは当然だと思うのです。だから、そのところは、もうちょっと制度と言うだけでなく、実際に仕事をやる人の仕事の中身を変えないと、ノウハウを身に付ける時間など、なかなかないですね。

○徳永高等教育局長 それは、今おっしゃるようなこと以前に、国立大学の多くは官庁と同じ費目管理をまだしていますから、私の方では、庁費も謝金も、そういうことを全部一々管理するのはやめて、例えば教員研究経費と一般管理費に分けて、研究費が余ったものを教育費に回すときに、昔の予決令どおりに全部本部の決裁を通すということをやっていますから、そういうことをやめて、何のための法人化をしたのか。そもそも予決令の適用がないのだから、費目別管理も大学独自でもうちょっとやっていいのだということも言っております。そういう意味では、やり方もノウハウも示しておりますが、おっしゃるとおり、まだ完全に実行しておりませんが、その方向でやっています。ただ、あれだけ巨大なシステムですから、そんなに簡単には変わりません。

ただ、これは是非、逆にこういってところをお願いしたいのは、法人化しました、企業会計にしろと言っておいて、一方では官庁からもらった競争的資金等については、相変わらず会計検査院的には官庁会計で出さなければいけないわけで、そういう競争的資金の部分については、企業会計部分と官庁会計部分は二重書類をつくらなければいけないという手間暇もかかりますので、是非そういうところを御指摘いただいて、私どもからすれば、おっしゃるように、昔風の役人みたいなやり方ではない、費目管理も含めて柔軟にするということを繰り返しいろいろな研修会でも申し上げておりますし、そのためのマニュアルみたいなものを出しておりますし、そういう方向で進めていますから、一遍に変わっていないではないかとおっしゃるかもしれませんが、そこは徐々に進めているということを御理解ください。

○石堂専門委員 一遍に変わるというのは確かに無理なのですが、国立大学の物事の進め方というのは本当に時間がかかりますね。だから、例えば一月以内に論文を書けというのは無理なのはわかるのですが、教育研究の原理というものと、経営を考えていくときの原理は違うと思います。それをどうしても、昔、教育研究の現業機関だという流れで、全部を教育研究の考え方の方向から見てくるような感じがあって、慎重に、慎重にということですね。物事を決めるにも、それを実行するにも異様に時間がかかり過ぎる感じがします。

それから、今、局長がおっしゃった企業会計原則の話ですけれども、確かに企業会計原則で各大学が決算を発表しますけれども、むしろ文部科学省と大学のやりとりというのは相変わらず現金主義で行われているような気がします。

○徳永高等教育局長　うちとは交付金ではないです。

○石堂専門委員　要するに、例えば収支計画を大学に求めるときに、企業会計原則に基づいた予定損益計算書で出せではなくて、従来からの現金の予算主義でつくる。だから、大学が出す広報資料でもそっちがメインになっていたりするのですね。

○徳永高等教育局長　交付金ではそんなに多くないのですけれども、正直申しまして、さまざまな事業、一般的な補助事業等ではそうになっています。

○平野国立大学法人支援課課長補佐　1点補足させていただきますけれども、各大学の決算は財務省要求で公表して、それが企業会計に基づいた国立大学法人会計基準で整理しているわけです。一方、国との関係では、先ほど石堂委員がおっしゃられたように、経営努力認定をするに当たって、現金の裏付けがあるかないかというところが観点の一つとしてありますので、どうしても現金ベースで会計処理の報告もいただかなければならないというのは、これは独立行政法人も含めて同じ仕組みになっているところがございますので、その辺の制度設計自体が変わっていかないとなかなか難しいところですよ。

○徳永高等教育局長　ああいう繰り返しみたいなことをやっていること自体が、会計基準自体がやや中途半端なところがあります。

○石堂専門委員　何となく前へ進んでいかないのは、それこそスカートのおすそを踏んでいるような感じがするのです。

○徳永高等教育局長　国立大学にそれを求めてはいけませんので、それは国全体の独立行政法人の会計基準の制度設計上の問題ですから、国立大学にあれを求めては酷だと思います。

○原専門委員　お話を伺っていると、時間をかけないと変えられない部分は確かにあります。でも、今回のこの案件は、変えようと思えばすぐ変えられる部分で、こっちからやっていくというのも一つ重要だと思います。

○徳永高等教育局長　おっしゃるとおりで、逆にこういう御指摘をいただいたことが、むしろ加速していくことになると思っています。

○前原副主査　国立だけではないです。大学というのは、変わることにに対する抵抗感が非常に強くて、私も私学の経営をしていて強く感じました。ただし変える前は物すごく抵抗するのだけれども、変わってしまうと何事もなかったかのように変わってしまうところもあるので、この問題は恐らくちょっと指導されたら簡単に行けるのではないのでしょうか。今日、テーブルに乗っているようなことは。

○徳永高等教育局長　図書館について申しますと、今、国立大学で一番困っている問題は、外国の専門雑誌がどんどん値上げしていきますので、これは御指摘いただかなくても、86大学、束になってコレクティブバイイングをしております。これこそ複数年度契約したいのですけれども、オランダにあるいろいろなところが、とにかくとても高いパッケージでしか売りませんので、外国の国際

的な専門誌を買わないととても研究できませんけれども、それが物すごく高騰している。国立大学の調達の主力は、私も含めて大学が一致団結して、そういう外国の雑誌専門会社に対してコレクティブバイイングをして安くする。それこそ複数契約を実現したいと。

それに対して、向こうは単年度契約で毎年どんどん値上げ交渉していく状況になっていますので、本当はそっちの方が一番困っている状況でございます。

○原専門委員 まさにそういうところこそ、民間活用というか、商社などに任せたら上手に値引きとかすると思います。

○徳永高等教育局長 それがエルゼビアみたいなところは通しませんから、我々は例えば丸善などとも一緒にやっていますけれども、そこが向こうの代理店になったりしていますから、非常に巧妙に、この10種類、この5種類、両方のセットを買わないと全部そろわないみたいな売り方を。では、日本でそういう専門誌を出せばいいではないかと言いましても、今さら国際的なレビューが付いていないものを出したって評価されませんので、「ネイチャー」と「サイエンス」を発行しない私どもが悪いのかもしれませんが、正直言って、図書館の資源は全部そっちに充てている状況になっています。ですから、それ以外のものはどんどん民間委託になっていくと思っております。

○石堂専門委員 今日の論点に全く出てこないのですけれども、各大学の国際調達は非常に悩みを抱えていると思います。それについては、今、文部科学省としては何か、国立大学法人は政府調達でないといけないための運動とか、そういうものについては何かされていますか。

○徳永高等教育局長 全体として研究開発を担う独立研究法人と一緒に、是非実現したいと思っております。もともとクレイ社のスーパーコンピュータを一番最初に買ったのが東北大学の流体力学研究所でございまして、そのためにやってきたこともございまして、非常にあれが重荷になっております。そういう意味で、これこそ全体の、特に研究開発、あるいはまた診療機器、その他の問題は国の成長政策と関連しておりますので、そういったところで、私どもとすれば内閣府の研究開発を担う独立行政法人等の検討チームの中で検討しております。

○原専門委員 最後に、この中で5番目のエレベーターの点検保守で、先ほど東大は8億5,000万円のうち6億5,000万円、これは大きいですね。これは各大学共通のテーマで、民間の企業の思うつぼというか、ここがブレイクスルー、それこそ共同で、そういうのはおかしいから業界として入札の仕組みをつくるようにというやり方もあるのではないかという気がするのですけれども。

○徳永高等教育局長 今、エレベーターよりも、国立大学全体で一番調達が大きいのが薬でございまして、国立学校特別会計当時で言うと、年間7,000億円ぐらい診療業務。今、1兆円ぐらいありますかね。

○平野国立大学法人支援課課長補佐 7,700億円。

○徳永高等教育局長 7,700億円ぐらいの薬価でございます。今、とりあえず調達の努力は、薬の一括購入とか後発薬の方向に行っております。別にエレベーターのことを知らないわけではないのですけれども、とりあえずそっちの方で全力投球しております。

○本田主査 エレベーターは、どこかの大学で一括でやっていたのがあったのではなかったですか。メーカーごとではなくて。ヒアリングしたときに聞いたように思いますが。

○佐久間事務局長 たしか一橋だと思います。今、民間のプラクティスとしては、自社の製品でないものをやるというのは成立していますので、マーケット的には可能なのです。ですから、業者の方が押し付けているというよりは、大学側で純正な管理でないと心配だということで、むしろそちらの方を選択している感じです。そのところは、過去にあった事故もきっかけになって、かえって従来、競争でやっていたものが戻ってしまったという例もたしかあったかと思いますが、その辺りは今のマーケットの状況をよく見て、普通に行われていることだと理解していただければ、学生さんの安全を蔑ろにするわけではありませんし。

それから、病院などで特殊なエレベーターをお使いになるとか、あるいは病院では絶対事故があってはいけない。1分1秒を争うというのは区分してやっていただいたらいい話ですから、学生さんや教授が移動するためのエレベーターは、ごく普通の管理をしていただければ十分なのではないか。

○石堂専門委員 たしかどこかの大学で、患者さんを搬送するためのエレベーターだけは特殊契約しているというのがあった。

先ほど本田主査からお話があったように、大学の特殊性から出発していくと議論がすぐ行き詰まってしまうのです。だから、一般化できるところはどこなのだということから入って行って、どうしてもこれ以上前に進めないというところが特殊性として残るとということかと思います。

○徳永高等教育局長 勿論一般的なところは進めていきますけれども、大学らしさがないと大学ではありませんので、特殊性が残るというのも基本的には大学としての存立の意味があります。逆に、そこまで教育研究上の論理を押し広げなくてもいいところは当然ありますので、そこはやっていかなければいけないと思っています。

○本田主査 よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○本田主査 それでは、終了させていただきます。

今日の議論等につきましては、議事要旨として速やかに公表する予定です。

もう一つは、先ほどもお願いしましたが、せっかくのアンケートでございまして、是非御活用いただいて、我々も国立大学法人がそれぞれ本当の教育なり研究なりを頑張っていたきたい。そのためにはお金が要るけれども、それを自ら稼ぎ出す一つの方策として市場化テストを御活用いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○徳永高等教育局長 貴重な資料をいただきまして、直ちに国立大学の方に配布させていただきます。ありがとうございました。

○本田主査 ありがとうございます。